

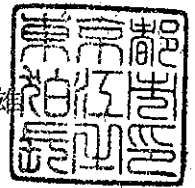
狛江市公告第**140**号

狛江市まちづくり条例（平成15年条例第12号）第37条第1項の規定に基づき、事前協議申請書が提出されたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告するとともに、公衆の縦覧に供します。

なお、近隣住民及び市民等は、縦覧期間満了の日までに、当事業に対する意見を市長に対し、文書により提出することができます。

令和8年 **4月21**日

狛江市長 松原 俊雄



- 1 事業名称
（仮称）狛江市岩戸北3丁目免震PJ 新築工事
- 2 事業場所
狛江市岩戸北三丁目1072番1の一部及び1073番の一部
- 3 縦覧場所
狛江市都市建設部まちづくり推進課（5階）
- 4 縦覧期間及び意見書提出期間
令和8年 **4月21**日から令和8年 **5月 4**日まで
- 5 意見書の提出先
東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市都市建設部まちづくり推進課